

○消防庁告示第 号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十六条第二項の規定に基づき、消防救助操法の基準（昭和五十三年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二編 消防救助基本操法 「第一章く第十五章 略」 第十六章 ロープ操法 第一節 通則 （操法実施上の留意事項） 第百八条 第四条に定めるもののほか、ロープ操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く六 略」 七 ロープは、踏みつけ、引きずり等をしないこと。 「第二節く第四節 略」 第五節 渡過操法 （操法実施上の留意事項） 第百三十一条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、渡過操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く三 略」 第六節 確保操法 （操法実施上の留意事項） 第百三十五条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、確保操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く六 略」 第十六章の二 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法 第一節 通則 （都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の種別） 第百三十八条 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法を分けて、都市型ロープレスキュー器具による基本結索操法、都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下操法、都市型ロープレスキュー器具による登はん操法、都市型ロープレスキュー器具による渡過操法及び都市型ロープレスキュー器具による確保操法とする。 （操法実施上の留意事項） 第百三十九条 第四条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 一 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法においては、破断荷重二十キロニュートン以上で、長さ二・五メートルから六メートルまでの小綱及び十メートル以上の繊維ロープ（中芯と外皮の二重構造のものに限る。）を使用するものとする。 二 ロープ及び器具は、許容荷重を超えて使用しないこと。 三 ロープは、必要以上に衝撃を与え、又は摩さつしないこと。 四 ロープを曲折部にかける場合は、緩衝物をあてること。	第二編 「同上」 「第一章く第十五章 同上」 第十六章 「同上」 第一節 「同上」 （操法実施上の留意事項） 第百八条 「略」 「一く六 同上」 七 ロープは、踏みつけ又は引きずり等をしないこと。 「第二節く第四節 同上」 第五節 渡過操法 （操法実施上の留意事項） 第百三十一条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、渡過を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く三 同上」 第六節 確保操法 （操法実施上の留意事項） 第百三十五条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、確保を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く六 同上」 「新設」

五 結索を完了したロープは結び目を整理し、ゆるみのないようにすること。

六 ロープを複数本使用するときは、必要に応じ色等により識別できるようにすること。

七 ロープは、踏みつけ、引きずり等をしないこと。

(都市型ロープレスキュー器具によるロープの整理)

第百四十条 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法に使用する長いロープの整理は、次の各号の要領による。

一 握り分け巻きによる整理は、ロープの一端を両手で持ち、両手を広げて、順次一ひろの長さをとって肩にかけていき、巻きどめのできる長さを残し、肩にかけたロープを折り返した状態を保ちながら手に持ち、ロープの上から巻き終わりのロープをしつかりと四回程度巻きつけ、この索端をロープの折り返しの位置で半結び又は巻結びにより結着する。

二 ロープバッグ収納による整理は、ロープの一端からよりに注意しながらロープバッグへ入れていき、収納する。

第二節 都市型ロープレスキュー器具による基本結索操法

(都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領)

第百四十一条 都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領は、第百十一条の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「基本結索」とあるのは、「都市型ロープレスキュー器具による基本結索」と読み替えるものとする。

(都市型ロープレスキュー器具による基本結索の種別及び要領)

第百四十二条 都市型ロープレスキュー器具による基本結索の種別は、結合、結節及び結着とする。

2 次の各号に掲げる都市型ロープレスキュー器具による基本結索におけるロープ等の結合の要領は、当該各号に定めるところによる。

一 ダブルフイツィンヤーマンスノット

(1)



(2)



(3)



(10)



(7)



(4)



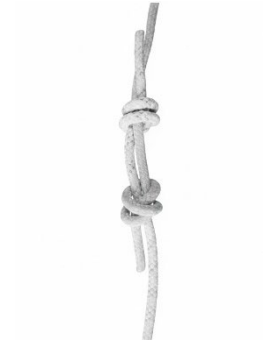
(8)



(5)



(9)



(6)



三 ヲターノット

(1)



(2)



(3)



二 タンターノット

(1)



(4)



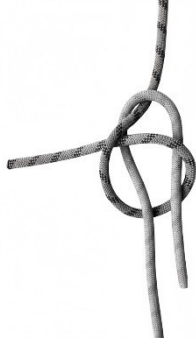
(2)



(5)



(3)

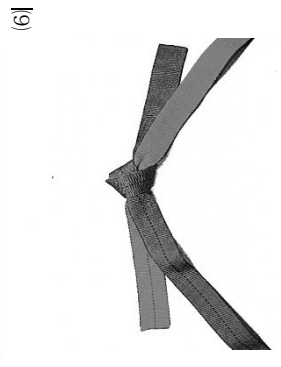
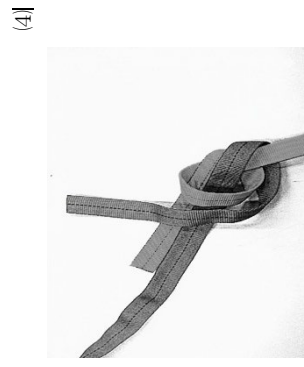


(6)



3 次の各号に掲げる都市型ロープレスキュー器具による基本結索におけるロープの結節の要領
は、当該各号に定めるところによる。

一 ダブルハーバークラッドヘッド



II 〆 ヲ ヱ 〆 ト 〆 ヲ ト 〆 ト 〆 ヲ ト (〆 ヲ ト 〆 ヲ ト)

(1)



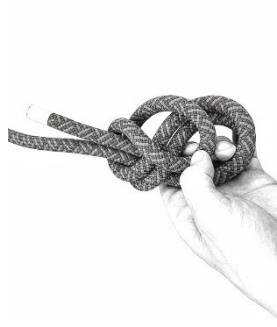
(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



III 〆 ト 〆 ト 〆 ト 〆 ト 〆 ト

(1)



(2)



(3)



五 (1) タ ア ロ ハ テー ル ベ タ ノ シ ト

(4)



(4)



(5)



(5)



(6)



(6)



4| 次の各号に掲げる都市型ロープレスキュー器具による基本結索におけるロープ等の結着の要領は、当該各号に定めるとおりとする。

一 バックホフ

(4)|



(1)|



(5)|



(2)|



(6)|



(3)|

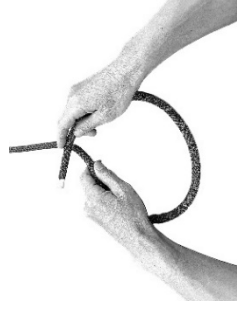


(7)|



二 結び方 1

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



(7)

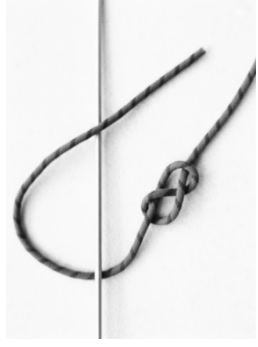


(8)



三 一ノスロキハノヤコギノ三

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



四 スリークラフターハーシク

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



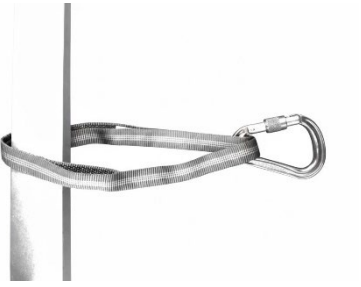
(6)



(7)



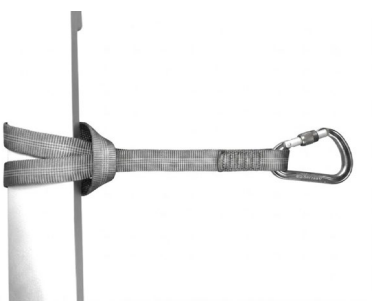
五 シーブヤト



六 カクハシターフ



七 ガースピッチ (カクピッチ)



第三節 都市型ロープレスギョー器具による座席懸垂降下操作
(都市型ロープレスギョー器具による懸垂ロープの設定要領)

第百四十三条 都市型ロープレスギョー器具による座席懸垂降下のための懸垂ロープ（以下、「章」において「アクサスライン」という。）の設定要領は、次の各号に定めるところによる。

- 一 懸垂降下を行う場合は、開口部が少なく、崩壊のおそれのない場所を選定すること。

二 懸垂点は、綿密に点検し、ロープ等の結着は、次に定めるとおり一本ずつ二箇所には又は二箇所に二本行い、二重の安全措置を講ずるものとし、必要に応じて懸垂点を追加するなど、アクセスラインを確実に設定すること。

ア 一本ずつ二箇所



イ 一箇所に二本



三 アクセスラインは、二系統とし、長さは、着地点にとどくようにすること。

(操作実施上の留意事項)

第四百四十四条 第四十条及び第四百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキー器具による座席懸垂降下操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 降下のため壁面に出るときは、懸垂点側のロープのゆるみをなくし、体重を徐々にアクセスラインにかけながら行うこと。

二 降下に際しては、皮手袋を使用し、降下速度の調節を慎重に行うこと。

三	降下に際しては、オートロック式確保器具（以下「確保器具」という。） ^{（一）} 、オートロック式降下器具（以下「降下器具」という。）等により二重の安全措置を講ずるとともに、身体
	の固定状況等を確認すること。
（都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の訓練要領）	
第百四十五条	都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下を実施するには、次の号令及び要領による。
一	指揮者は、「座席懸垂用意」と号令し、降下員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、降下員の「到着」の合図で「よし」と指示する。
二	降下員は、前号の「座席懸垂用意」の号令でロープを確保器具、降下器具等にそれぞれ設定し、オートロック機能等の点検を実施して、壁面に降下姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で降下を開始し、地上からおおむね一メートルの位置で一旦停止したのち降下着地して「到着」と合図し、前号の「よし」の指示で壁面から後方にさがりながらロープを降下器具、確保器具等からはずし、両手でロープを開いてはなし、「ロープよし、終り」と合図する。
（都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の要領）	
第百四十六条	都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の要領は、次の各号に定めるところによる。
一	墜落制止用器具（フルハーネス型に限る。以下同じ。）を着装することとし、降下器具のカラビナ設定位置は腹部D環とする。
二	器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。
三	ロープを確保器具、降下器具等にそれぞれ設定し、懸垂点側のロープのゆるみをなくし、確保器具、降下器具等を操作して制動とし、アクセスラインに徐々に体重をかけつつ壁面に移動し、上体をロープに平行に保ち、足は上体に対しておおむね直角になるようにして横一歩に開き、足底を壁面に平らにつけ、目は右足下方の降下路を見ながら制動をゆるめ、壁面を歩いて降下する。
第四節 都市型ロープレスキュー器具による登はん操作	
（アクセスラインの設定要領）	
第百四十七条	都市型ロープレスキュー器具による登はんのためのアクセスラインの設定要領は、第百四十三条各号に定めるところによる。
（操法実施上の留意事項）	
第百四十八条	第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具による登はん操作を実施するときは、確保器具、オートロック式登はん器具（以下「登はん器具」という。）等により二重の安全措置を講ずるとともに、身体
の固定状況等を確認しなければならない。	
（都市型ロープレスキュー器具による登はんの訓練要領）	
第百四十九条	都市型ロープレスキュー器具による登はんを行うには、次の各項に定めるところによる。
2	都市型ロープレスキュー器具による登はんにおける定位は、登はん開始位置のアクセスライ

- ンからおおむね一メートル隔てた位置とする。
- 3 都市型ロープレスキュー器具による登はんを行うには、次の号令及び要領による。
- 一 指揮者は、「登はん用意」と号令し、登はん員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、登はん員の「到着」の合図で「よし」と指示する。
- 二 登はん員は、前号の「登はん用意」の号令でロープを確保器具、登はん器具等にそれぞれ設定し、オートロック機能等の点検を実施して、登はん姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で登はんを開始し、登はんを完了したとき「到着」と合図し、前号の「よし」の指示でロープを器具からはずして両手でロープを開いてはなし、「ロープよし、終り」と合図する。
- (都市型ロープレスキュー器具による登はんの要領)
- 第五百五十条 都市型ロープレスキュー器具による登はんは、次の各号の要領による。
- 一 登はん員は、墜落制止用器具を着装する。
- 二 器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。
- 三 登はん員は、アクセスラインに面し、確保器具、登はん器具等を設定したのち、各器具を活用し登はんする。
- 第五節 都市型ロープレスキュー器具による渡過操作
(渡過ロープの設定要領)
- 第五百五十一条 都市型ロープレスキュー器具による渡過のためのロープ等（以下この章において「ブリッジ線」という。）の設定要領は、次の各号に定めるところによる。
- 一 係留点は、綿密に点検し、ロープ等の結着は、次に定めるところにより一本ずつ二箇所又は一箇所に二本行い、二重の安全措置を講ずるものとし、必要に応じて係留点を追加するなど、確実に設定すること。
- ア 一本ずつ二箇所



イ	一箇所  二 渡過施設は、渡過員がロープに宙吊りになっても、地物に接触することのない場所を選ぶこと。 三 ブリッジ線は、原則として二系統をあわせ、展張は一本ずつ行うこと。 （操法実施上の留意事項） 第百五十二条 第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具による渡過操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 一 渡過員は、二系統をあわせ、ショックアブソーベ付きランヤードにつながれたカラビナ及びカラビナ、二重滑車等を設定し、二重の安全措置を講ずること。 二 渡過訓練は、低所から高所へと順度に応じて段階的に実施すること。 （都市型ロープレスキュー器具による渡過の訓練要領） 第百五十三条 都市型ロープレスキュー器具による渡過を実施するには、渡過訓練を行うに十分な渡過施設を設定しておく。 2 都市型ロープレスキュー器具による渡過における定位は、渡過開始位置からおおむね一メートル隔てた位置とする。 3 都市型ロープレスキュー器具による渡過を行うには、次の号令及び要領による。 一 指揮者は、「渡過用意」と号令し、渡過員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、渡過員の「到着」の合図で「よし」と指示する。 二 渡過員は、前号の「渡過用意」の号令でブリッジ線にショックアブソーベ付きランヤードにつながれたカラビナ及びカラビナ、二重滑車等を設定し、安全環をしめたのち渡過姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で渡過を開始し、渡過を完了したとき「到着」と合図し、前号の「よし」の指示でブリッジ線からカラビナ等をはずし、係留点を確認点検して「係留点よし」、次いで「終り」と合図する。 （都市型ロープレスキュー器具による渡過の要領） 第百五十四条 都市型ロープレスキュー器具による渡過は、次の各号の要領による。 一 墜落制止用器具を着装し、カラビナ、二重滑車等の設定位置は腹部D環とする。 二 器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。
----------	---

三 渡過する方向を左側にしてブリッジ線に直面し、ショックアブソーバ付きランヤードにつな
がれたカラビナをブリッジ線の下からかけて安全環を確実にしめ、次いでカラビナ、二重
滑車等をブリッジ線にかけて安全環を確実にしめ、進む方向側のロープを両手でもって下
がり、体重を墜落制止器具にかけ、両手で交互にロープをつかみ、引いて渡過する。

第六節 都市型ロープレスキュー器具による確保操法
(操法実施上の留意事項)

第百五十五条 都市型ロープレスキュー器具による確保操法を実施するときは、第四条、第百三
十五条各号及び第百三十九条に定める事項に留意するほか、確保器具、オートロック式制動器
具(以下「制動器具」という。)等を使用しなければならない。

(都市型ロープレスキュー器具による確保の訓練要領)

第百五十六条 都市型ロープレスキュー器具による確保を実施するときは、第百三十六条に定め
るもののほか、次の要領による。

一 確保ロープは、二系統とすること。

二 降下員は、確保ロープを墜落制止器具に設定すること。

三 確保器具、制動器具等に確保ロープを設定した際は、オートロック機能等の点検を実施す
ること。

(都市型ロープレスキュー器具による確保の要領)

第百五十七条 都市型ロープレスキュー器具による確保を行うには、器具の仕様及び取扱要領に
従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。

第十七章 はしご操法

第一節 「略」

第百五十八条 「略」

第百五十九条 「略」

第百六十条 「略」

第二節 「略」

第百六十一条、第百六十四条 「略」

第三節 かぎ付はしご操法
(操法実施上の留意事項)

第百六十五条 第四条、第百八条、第百三十五条及び第百六十条に定めるもののほか、かぎ付は
しご操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一・二 略〕

(かぎ付はしごの搬送)

第百六十六条 かぎ付はしごを架てい位置に搬送するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 第一はしご員は、前号の号令で第百六十一条第二号に定める要領で第二はしご員と協力し
てかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、第二はしご員が基底部を地面につけたのち、はしご
を肩からはずし、主かんを順次もちかえてはしご先端にいたり、はしごの表側を上にしても
ち、第二はしご員の「よし」の合図でかぎを引き出し、「かぎよし」と合図してはしごをそ

第十七章 「同上」

第一節 「同上」

第百三十八条 「同上」

第百三十九条 「同上」

第百四十条 「同上」

第二節 「同上」

第百四十一条、第百四十四条 「同上」

第三節 「同上」
(操法実施上の留意事項)

第百四十五条 第四条、第百八条、第百三十五条及び第百四十条に定めるもののほか、かぎ付は
しご操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一・二 同上〕

(かぎ付はしごの搬送)

第百四十六条 「同上」

〔一 同上〕

二 第一はしご員は、前号の号令で第百四十一条第二号に定める要領で第二はしご員と協力し
てかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、第二はしご員が基底部を地面につけたのち、はしご
を肩からはずし、主かんを順次もちかえてはしご先端にいたり、はしごの表側を上にしても
ち、第二はしご員の「よし」の合図でかぎを引き出し、「かぎよし」と合図してはしごをそ

の場に置く。	
三 第二はしこ員は、第二号の号令で第百六十一条第三号に定める要領で第一はしこ員と協力してかぎ付はしこを架てい位置に搬送し、はしこを肩からはずして基底部を地面につけ、はしこの右側中央部にいたり、両手ではしこをもつて「よし」と合図し、第一はしこ員の「かぎよし」の合図ではしこをその場に置く。	
〔四 略〕	
第百六十七条〜第百七十一条 〔略〕	
第十八章 人てい操法	
第一節 〔略〕	
第百七十二条 〔略〕	
第百七十三条 〔略〕	
第二節 〔略〕	
第百七十四条 〔略〕	
第百七十五条 〔略〕	
第百七十六条 〔略〕	
第三節 〔略〕	
第百七十七条 〔略〕	
第百七十八条 〔略〕	
第百七十九条 〔略〕	
第四節 空間人てい操法	
(操法実施上の留意事項)	
第百八十条 第百七十三条に定めるもののほか、空間人てい操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一・二 略〕	
第百八十一条 〔略〕	
第百八十二条 〔略〕	
第百八十三条 〔略〕	
第三編 〔略〕	
第百八十四条〜第百九十四条 〔略〕	
第四編 消防救助応用操法	
第二章 通則	
第百九十五条 〔略〕	
(操法実施上の留意事項)	
第百九十六条 第四条、第十一条、第百八条、第百十九条、第百二十六条、第百三十五条及び第百六十条に定めるもののほか、応用救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一〜三 略〕	
第二章 高所救助操法	

の場に置く。	
三 第二はしこ員は、第二号の号令で第百四十一条第三号に定める要領で第一はしこ員と協力してかぎ付はしこを架てい位置に搬送し、はしこを肩からはずして基底部を地面につけ、はしこの右側中央部にいたり、両手ではしこをもつて「よし」と合図し、第一はしこ員の「かぎよし」の合図ではしこをその場に置く。	
〔四 同上〕	
第百四十七条〜第百五十一条 〔同上〕	
第十八章 〔同上〕	
第一節 〔同上〕	
第百五十二条 〔同上〕	
第百五十三条 〔同上〕	
第二節 〔同上〕	
第百五十四条 〔同上〕	
第百五十五条 〔同上〕	
第百五十六条 〔同上〕	
第三節 〔同上〕	
第百五十七条 〔同上〕	
第百五十八条 〔同上〕	
第百五十九条 〔同上〕	
第四節 〔同上〕	
(操法実施上の留意事項)	
第百六十条 第百五十三条に定めるもののほか、空間人てい操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一・二 同上〕	
第百六十一条 〔同上〕	
第百六十二条 〔同上〕	
第百六十三条 〔同上〕	
第三編 〔同上〕	
第百六十四条〜第百七十四条 〔同上〕	
第四編 〔同上〕	
第一章 〔同上〕	
第百七十五条 〔同上〕	
(操法実施上の留意事項)	
第百七十六条 第四条、第十一条、第百八条、第百十九条、第百二十六条、第百三十五条及び第百四十条に定めるもののほか、応用救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一〜三 同上〕	
第二章 〔同上〕	

第一節 通則 第百九十七条 「略」 (高所救助操法の機械器具の名称及び定位) 第百九十八条 高所救助操法の機械器具の名称及び定位は、第百八十四条に定めるもののほか、第三十三図から第三十六図までのとおりとする。 「第33図」第36図 略」 (操法実施上の留意事項) 第百九十九条 第百六十五条、第百八十五条及び第百九十六条に定めるもののほか、高所救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一」四 略」 第二節 かかえ救助操法 (操法実施上の留意事項) 第二百条 第百九十六条に定めるもののほか、かかえ救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一・二 略」 (操法の開始) 第二百一条 かかえ救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。 「一 略」 一 一番員は、前号の号令で三連はしごを第百六十一条第一号で定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 (屋内進入及び検索) 第二百二条 はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。 「一 略」 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十一条第一号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で第百六十二条第二項第二号に定める要領で屋内進入して、「進入よし」と合図し、指揮者が進入したのち、はしご上部の固定措置を行い「はしごよし」と合図する。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百六十一条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十二条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の進入を確認して、はしごの確保を解き、一番員の「はしごよし」の合図ではしご上部まで登ていし、「準備よし」と合図する。 第二百三条 「略」 (収納) 第二百四条 救出完了ののち、三連はしごを収納するには、次の号令及び要領による。 「一 略」 一 一番員は、前号の号令ではしご上部の固定措置を解き、指揮者に続いて降ていし、第百六	第二節 「同上」 第百七十七条 「同上」 (高所救助操法の機械器具の名称及び定位) 第百七十八条 高所救助操法の機械器具の名称及び定位は、第百六十四条に定めるもののほか、第三十三図から第三十六図までのとおりとする。 「第33図」第36図 同上」 (操法実施上の留意事項) 第百七十九条 第百四十五条、第百六十五条及び第百七十六条に定めるもののほか、高所救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一」四 同上」 第二節 「同上」 (操法実施上の留意事項) 第百八十条 第百七十六条に定めるもののほか、かかえ救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一・二 同上」 (操法の開始) 第百八十一条 「同上」 「一 同上」 一 一番員は、前号の号令で三連はしごを第百四十一条第一号で定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 (屋内進入及び検索) 第百八十二条 「同上」 「一 同上」 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十一条第一号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で第百四十二条第二項第二号に定める要領で屋内進入して、「進入よし」と合図し、指揮者が進入したのち、はしご上部の固定措置を行い「はしごよし」と合図する。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百四十一条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十二条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の進入を確認して、はしごの確保を解き、一番員の「はしごよし」の合図ではしご上部まで登ていし、「準備よし」と合図する。 第百八十三条 「同上」 (収納) 第百八十四条 「同上」 「一 同上」 一 一番員は、前号の号令ではしご上部の固定措置を解き、指揮者に続いて降ていし、第百四
---	---

十三条第二号に定める要領ではしこを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で第百六十二条第三号に定める要領ではしこを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。 第三節 応急はしこ救助療法 (療法を開始) 第二百五条 応急はしこ救助療法を開始するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 一 一番員は、前号の号令で三連はしこを第百六十一条第一号に定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしこを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 略〕 (屋内進入及び検索) 第二百六条 はしこを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第一号に定める要領ではしこを上階開口部の上方に架ていし、前号の進入の号令で第百六十二条第二項第二号に定める要領で屋内進入して「進入よし」と合図する。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百六十二条第三号に定める要領ではしこを上階開口部の上方に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十二条第二項第三号に定める要領ではしこを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認してはしこの確保を解く。 〔四 略〕 (救出準備及び救出) 第二百七条 救出の準備及び要救助者の救出を行うには、次の号令及び要領による。 〔一〜三 略〕 四 三番員は、第一号の「救出用意」の号令で救助ロープの結びをはしこ最下段の横さんの下からとおしてはしこの表側に出し、この結びをもつて第百六十二条第一項第二号に定める要領ではしこを登ていし、てい上で安定した姿勢をとり、救助ロープを支持点の横さんの上からはしこの裏側にとおして一番員に渡し、てい上作業の姿勢を解いて屋内進入して「進入よし」と合図し、一番員に協力して要救助者を身体結索し、第一号の「救出始め、ロープ引け」の号令で「よし」と合図し、一番員と協力して要救助者をもち上げてはしこ横さんに吊り下げたのち、はしこ左(右)側主かんを片手でもつて一番員の「はしこよし」の合図で一番員と協力してはしこを押し出し、要救助者を救出したのち、はしこをもとにもどす。 (収納) 第二百八条 救出完了のち器具を収納するには、次の号令及び要領による。 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、三番員及び一番員が順にはしこを降ていしたのち、第百六十四条に定める要領ではしこを降ていする。 二 一番員は、前号の号令ではしこから救助ロープをはずし、「ロープ」と合図し、ロープの	十三条第二号に定める要領ではしこを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で第百四十三条第三号に定める要領ではしこを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。 第三節 「同上」 (療法を開始) 第百八十五条 「同上」 〔一 同上〕 一 一番員は、前号の号令で三連はしこを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしこを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 同上〕 (屋内進入及び検索) 第百八十六条 「同上」 〔一 同上〕 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第一号に定める要領ではしこを上階開口部の上方に架ていし、前号の進入の号令で第百四十二条第二項第一号に定める要領で屋内進入して「進入よし」と合図する。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百四十二条第三号に定める要領ではしこを上階開口部の上方に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十三条第二項第三号に定める要領ではしこを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認してはしこの確保を解く。 〔四 同上〕 (救出準備及び救出) 第百八十七条 「同上」 〔一〜三 同上〕 四 三番員は、第一号の「救出用意」の号令で救助ロープの結びをはしこ最下段の横さんの下からとおしてはしこの表側に出し、この結びをもつて第百四十三条第一項第二号に定める要領ではしこを登ていし、てい上で安定した姿勢をとり、救助ロープを支持点の横さんの上からはしこの裏側にとおして一番員に渡し、てい上作業の姿勢を解いて屋内進入して「進入よし」と合図し、一番員に協力して要救助者を身体結索し、第一号の「救出始め、ロープ引け」の号令で「よし」と合図し、一番員と協力して要救助者をもち上げてはしこ横さんに吊り下げたのち、はしこ左(右)側主かんを片手でもつて一番員の「はしこよし」の合図で一番員と協力してはしこを押し出し、要救助者を救出したのち、はしこをもとにもどす。 (収納) 第百八十八条 「同上」 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、三番員及び一番員が順にはしこを降ていしたのち、第百四十四条に定める要領ではしこを降ていする。 二 一番員は、前号の号令ではしこから救助ロープをはずし、「ロープ」と合図し、ロープの
---	--

端末を地上におろしたのち、<u>第百六十四条第二号</u>に定める要領で、はしごを降ていし、二番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で<u>第百六十四条第三号</u>に定める要領で、はしごを確保し、三番員、一番員及び指揮者の順に降ていしたのち、一番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 四 三番員は、第一号の号令で<u>第百六十四条第二号</u>に定める要領ではしごを降ていし、救助ロープの結び目を解いて整理し、ロープをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 第四節 はしご水平救助操法(二) (操法実施上の留意事項) <u>第百九条</u> <u>第百九十六条</u>に定めるもののほか、はしご水平救助操法(一)を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一〕三 略〕 (操法の開始) <u>第百十条</u> はしご水平救助操法(二)を開始するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 一 一番員は、前号の号令で三連はしごを<u>第百六十一条第一号</u>に定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしごを<u>第百六十一条第三号</u>に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 略〕 (屋内進入及び検索) <u>第百十一条</u> はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で<u>第百六十二条第一号</u>に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員からロープを受け取つて肩にかけ、<u>第百六十三条第二項第二号</u>に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり、担架を引き上げる。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で<u>第百六十二条第三号</u>に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で<u>第百六十三条第二項第三号</u>に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認して確保を解き、同号の「担架用意」の号令ではしごを保持して「確保よし」と合図する。 〔四 略〕 <u>第百十二条</u> 〔略〕 (収納) <u>第百十三条</u> 救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、はしごの架てい状況を見て、二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、<u>第百六十四条</u>に定める要領で降ていする。	端末を地上におろしたのち、<u>第百四十四条第二号</u>に定める要領で、はしごを降ていし、一番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で<u>第百四十四条第三号</u>に定める要領で、はしごを確保し、三番員、一番員及び指揮者の順に降ていしたのち、一番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 四 三番員は、第一号の号令で<u>第百四十四条第二号</u>に定める要領ではしごを降ていし、救助ロープの結び目を解いて整理し、ロープをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 第四節 〔同上〕 (操法実施上の留意事項) <u>第百八十九条</u> <u>第百七十六条</u>に定めるもののほか、はしご水平救助操法(一)を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一〕三 同上〕 (操法の開始) <u>第百九十条</u> 〔同上〕 〔一 同上〕 一 一番員は、前号の号令で三連はしごを<u>第百四十一条第二号</u>に定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしごを<u>第百四十一条第三号</u>に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 同上〕 (屋内進入及び検索) <u>第百九十一条</u> 〔同上〕 〔一 同上〕 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で<u>第百四十二条第二号</u>に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員からロープを受け取つて肩にかけ、<u>第百四十三条第二項第二号</u>に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり、担架を引き上げる。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で<u>第百四十二条第三号</u>に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で<u>第百四十二条第二項第三号</u>に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認して確保を解き、同号の「担架用意」の号令ではしごを保持して「確保よし」と合図する。 〔四 同上〕 <u>第百九十二条</u> 〔同上〕 (収納) <u>第百九十三条</u> 〔同上〕 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、はしごの架てい状況を見て、二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、<u>第百四十四条</u>に定める要領で降ていする。
--	---

二 一番員は、前号の号令による二番員の「よし」の合図ではしこ引上げロープを引いてはしこを起こしたのち、これを保持し、二番員の「確保よし」の合図で第百六十四条第二号に定める要領で降ていし、はしこをもとの位置に搬送して集合線にもとる。

〔三 略〕

四 三番員は、第一号の号令による二番員の「よし」の合図ではしこ引上げロープを引いてはしこを起こし、二番員の「架ていよし」の合図で確保ロープを解いて整理したのち肩にかけ、第百六十四条第二号に定める要領で降ていし、担架、ロープ及び小綱をもとの位置に搬送して集合線にもとる。

第五節 「略」

（操法実施上の留意事項）

第百九十六条及び第百九十九条に定めるもののほか、はしこ水平救助操法（二）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一〜三 略〕

（操法の開始）

第百九十五条 はしこ水平救助操法（二）を開始するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員は、前号の号令で三連はしこを第百六十一条第一号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三 二番員は、第一号の号令で三連はしこを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

〔四 略〕

（屋内進入及び横索）

第百九十六条 はしこを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第一号に定める要領ではしこを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員から担架引上げ用ロープ及び小綱を受け取つて肩にかけ、とびロー一本を持つて第百六十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「とび口結着」の号令でとびロ二本を小綱で結着し、とびロの先端を開き適当な位置のはしこの主かんに小綱でそれぞれ結着し、「結着よし」と合図したのち、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり三番員と協力して担架を引き上げたのち引上げ用ロープを解き、続いて三番員から救助ロープを受け取り、一箇所吊り担架のカラビナにもやい結び、半結びで結着し、「結着よし」と合図する。

三 二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百六十二条第三号に定める要領ではしこを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十三条第二項第三号に定める要領ではしこを確保し、一番員及び指揮者の登ていを確認したのち、同号の「担架用意」の号令で一番員の降ろしたロープを担架頭部の枠に巻結び及び半結びで結着して「担架結着よし」と合図し、はしこを保持して「確保よし」と合図する。

二 一番員は、前号の号令による二番員の「よし」の合図ではしこ引上げロープを引いてはしこを起こしたのち、これを保持し、二番員の「確保よし」の合図で第百四十四条第二号に定める要領で降ていし、はしこをもとの位置に搬送して集合線にもとる。

〔三 同上〕

四 三番員は、第一号の号令による二番員の「よし」の合図ではしこ引上げロープを引いてはしこを起こし、二番員の「架ていよし」の合図で確保ロープを解いて整理したのち肩にかけ、第百四十四条第二号に定める要領で降ていし、担架、ロープ及び小綱をもとの位置に搬送して集合線にもとる。

第五節 「同上」

（操法実施上の留意事項）

第百九十四条 第百七十六条及び第百八十九条に定めるもののほか、はしこ水平救助操法（二）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一〜三 同上〕

（操法の開始）

第百九十五条 「同上」

〔一 同上〕

二 一番員は、前号の号令で三連はしこを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三 二番員は、第一号の号令で三連はしこを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

〔四 同上〕

（屋内進入及び横索）

第百九十六条 「同上」

〔一 同上〕

二 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第二号に定める要領ではしこを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員から担架引上げ用ロープ及び小綱を受け取つて肩にかけ、とびロー一本を持つて第百四十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「とび口結着」の号令でとびロ二本を小綱で結着し、とびロの先端を開き適当な位置のはしこの主かんに小綱でそれぞれ結着し、「結着よし」と合図したのち、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり三番員と協力して担架を引き上げたのち引上げ用ロープを解き、続いて三番員から救助ロープを受け取り、一箇所吊り担架のカラビナにもやい結び、半結びで結着し、「結着よし」と合図する。

三 二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百四十二条第三号に定める要領ではしこを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十三条第二項第三号に定める要領ではしこを確保し、一番員及び指揮者の登ていを確認したのち、同号の「担架用意」の号令で一番員の降ろしたロープを担架頭部の枠に巻結び及び半結びで結着して「担架結着よし」と合図し、はしこを保持して「確保よし」と合図する。

〔四 略〕	
第二百十七條	〔略〕
(收納)	
第二百十八條	救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。
一	指揮者は、「おさめ」と号令し、次いで二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていたのち、第百六十四条に定める要領でとびろ一本を携行して降ていする。
〔二〃四 略〕	
第六節	一箇所吊り担架水平救助 操 法
(操法実施上の留意事項)	
第二百十九條	第百九十六条、第二百九条及び第二百十四条に定めるもののほか、一箇所吊り担架水平救助 操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
〔一〃二 略〕	
第二百二十條	〔略〕
第二百二十一條	〔略〕
第二百二十二條	〔略〕
第七節	応急はしご車救助 操 法
(操法の開始)	
第二百二十三條	応急はしご車救助 操法を開始するには、次の号令及び要領による。
〔一〃三 略〕	
四	二番員は、第百八十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。
五	三番員は、第百八十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。
六	四番員は、第一号の号令で第百八十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。
第二百二十四條	〔略〕
第二百二十五條	〔略〕
第二百二十六條	〔略〕
(退出及び収納)	
第二百二十七條	救出完了ののち、隊員が退出し、機械器具を収納するには、次の号令及び要領による。
〔一〃二 略〕	
二	二番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令で三番員に協力して救助ロープをてい体からはずし、同号の「登てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、上横に振つて上昇の合図をし、同号の「とまれ」の号令で右手を静止させてとまれの合図をし、指揮者をリフター内に収容して背バンドをかけ、同号の「降てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、下横に振つて降下の合図をし、四番員の「リフター降下おわり」の合図で支持点のカラヒナ及び小

〔四 同上〕	
第百九十七條	〔同上〕
(収納)	
第百九十八條	〔同上〕
一	指揮者は、「おさめ」と号令し、次いで二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていたのち、第百四十四条に定める要領でとびろ一本を携行して降ていする。
〔二〃四 同上〕	
第六節	〔同上〕
(操法実施上の留意事項)	
第百九十九條	第百七十六条、第百八十九条及び第百九十四条に定めるもののほか、一箇所吊り担架水平救助 操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
〔一〃二 同上〕	
第二百條	〔同上〕
第二百一條	〔同上〕
第二百二條	〔同上〕
第七節	〔同上〕
(操法の開始)	
第二百三條	〔同上〕
〔一〃三 同上〕	
四	二番員は、第百六十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。
五	三番員は、第百六十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。
六	四番員は、第一号の号令で第百六十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。
第二百四條	〔同上〕
第二百五條	〔同上〕
第二百六條	〔同上〕
(退出及び収納)	
第二百七條	〔同上〕
〔一〃二 同上〕	
二	二番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令で三番員に協力して救助ロープをてい体からはずし、同号の「登てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、上横に振つて上昇の合図をし、同号の「とまれ」の号令で右手を静止させてとまれの合図をし、指揮者をリフター内に収容して背バンドをかけ、同号の「降てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、下横に振つて降下の合図をし、四番員の「リフター降下おわり」の合図で支持点のカラヒナ及び小

綱をはずしてもち、リフターの背バンドをはずし指揮者につづいてリフターからおり、リフターをおさめて「リフター収納よし」と合図して地上におり、三番員のロープ整理に協力し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープ整理を停止してはしご車左側にいたり、第百九十四条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行うとともに、小綱及びカラビナもあわせてはしご車に収納したのち、集合線にもどる。

四 三番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令でてい体から救助ロープをはずし、救助ロープ及び誘導ロープの結び目を解いて整理し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープの整理を停止してはしご車右側にいたり、第百九十四条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

五 四番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令を復唱し、準備を整え「操作台準備よし」と合図し、同号の「登てい始め」の号令を復唱し、二番員の上昇の合図でリフターを上昇させ、二番員のとまれの合図で「とまれ」の合図を復唱し、リフターを停止させ、同号の「降てい始め」の号令を復唱し、二番員の降下の合図でリフターを降下させて「リフター降下おわり」と合図し、一番員の「先端準備よし」及び二番員の「リフター収納よし」の合図で同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、一番員と連絡をとりながら、計器等に注意してはしごの縮てい、旋回及び伏てい操作を行い、伏ていを確認して「伏ていよし」と合図し、地上においてジャツキバルブ位置にいたり、「ジャツキおさめ」と合図し、第百九十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち集合線にもどる。

第八節 はしご車による多数救助操法

(操法の開始)

第二百二十八条 はしご車による多数救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。

〔一〜三 略〕

四 二番員は、第百八十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車からロープ一本を取り出し、右(左)肩から左(右)脇にかけたのち、はしご車後方にいたつて車両に相對する。

五 三番員は、第百八十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両に相對する。

六 四番員は、第一号の号令で第百八十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

(架てい及び進入並びに二番員先端とう乗)

第二百二十九条 はしごを架ていし、隊員が進入するには、次の号令及び要領による。

一 指揮者は、第二百二十四条第一号に定める要領で「はしご架てい用意」、「はしご架てい」及び「進入」と号令し、次いで一番員の進入を確認して「徒手登はん、先端とう乗」と号令する。

二 一番員は、第二百二十四条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行う。

〔三 略〕

四 四番員は、第二百二十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図等を行つた

綱をはずしてもち、リフターの背バンドをはずし指揮者につづいてリフターからおり、リフターをおさめて「リフター収納よし」と合図して地上におり、三番員のロープ整理に協力し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープ整理を停止してはしご車左側にいたり、第百七十四条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行うとともに、小綱及びカラビナもあわせてはしご車に収納したのち、集合線にもどる。

四 三番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令でてい体から救助ロープをはずし、救助ロープ及び誘導ロープの結び目を解いて整理し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープの整理を停止してはしご車右側にいたり、第百七十四条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

五 四番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令を復唱し、準備を整え「操作台準備よし」と合図し、同号の「登てい始め」の号令を復唱し、二番員の上昇の合図でリフターを上昇させ、二番員のとまれの合図で「とまれ」の合図を復唱し、リフターを停止させ、同号の「降てい始め」の号令を復唱し、二番員の降下の合図でリフターを降下させて「リフター降下おわり」と合図し、一番員の「先端準備よし」及び二番員の「リフター収納よし」の合図で同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、一番員と連絡をとりながら、計器等に注意してはしごの縮てい、旋回及び伏てい操作を行い、伏ていを確認して「伏ていよし」と合図し、地上においてジャツキバルブ位置にいたり、「ジャツキおさめ」と合図し、第百七十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち集合線にもどる。

第八節 「同上」

(操法の開始)

第二百八条 「同上」

〔一〜三 同上〕

四 二番員は、第百六十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車からロープ一本を取り出し、右(左)肩から左(右)脇にかけたのち、はしご車後方にいたつて車両に相對する。

五 三番員は、第百六十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両に相對する。

六 四番員は、第一号の号令で第百六十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

(架てい及び進入並びに二番員先端とう乗)

第二百九条 「同上」

一 指揮者は、第二百四条第一号に定める要領で「はしご架てい用意」、「はしご架てい」及び「進入」と号令し、次いで一番員の進入を確認して「徒手登はん、先端とう乗」と号令する。

二 一番員は、第二百四条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行う。

〔三 同上〕

四 四番員は、第二百四条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図等を行つたの

	のち、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。
第二百三十条	〔同上〕
第二百三十一条	〔同上〕
	(退出及び収納)
第二百三十二条	救出完了ののち、隊員が退出し機械器具を収納するには、次の号令及び要領による。
	〔一 略〕
二	一番員は、前号の「おさめ」の号令で支持点に取りつけた調速機のカラビナをはずし、二番員の携行したロープの一端で調速機フックを結着し、「緩降機」と地上に合図してロープで吊りおろし、三番員の「到着」の合図で「ロープ」と合図してロープをおとし、前号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で、四番員と連絡をとりながら 第二百二十七条第二号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行い、地上におり、安全ベルトをはし、二車に収納したのち、集合線にもどる。
三	二番員は、第一号の「はし、移動用意」の号令でてい体に命綱をつけ、自己の安全を確保しながらはし、先端に移り、両主かんをもち、ふみ板を組み立てて両足をのせ、「先端準備よし」と合図し、同号の「はし、移動」の号令で四番員と連絡をとりながらはし、先端を目標開口部に誘導し、架ていが完了して「架ていよし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で命綱を解き自己の確保を解いて、降ていして地上におり、緩降機を整理して収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではし、二車左側にいたり、 第二百二十七条第三号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。
四	三番員は、一番員の「緩降機」の合図で「よし」と合図し、緩降機が到着して「到着」と合図し、一番員から投下されたロープの着地を確認し、調速機の結着を解いてロープを整理してはし、二車に収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではし、二車右側にいたり、 第二百二十七条第四号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。
五	四番員は、第一号の「はし、移動用意」の号令を復唱し、準備を整えて「操作台準備よし」と合図し、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱し、同号の「はし、移動」の号令を復唱し、はし、移動操作を行つて目標開口部に架ていし、二番員の「架ていよし」の合図で「はし、移動よし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令を二番員に伝達し、二番員の徒手降下を確認し、次いで同号の「はし、おさめ」の号令を復唱し、 第二百二十七条第五号 に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち、集合線にもどる。
	第三章 低所救助操法
	第一節 〔略〕
第二百三十三条	〔略〕
第二百三十四条	〔略〕
	〔第37図、第39図 略〕
第40図	〔略〕
第41図	〔略〕

	のち、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。
第二百三十条	〔同上〕
第二百三十一条	〔同上〕
	(退出及び収納)
第二百三十二条	〔同上〕
	〔一 同上〕
二	一番員は、前号の「おさめ」の号令で支持点に取りつけた調速機のカラビナをはずし、二番員の携行したロープの一端で調速機フックを結着し、「緩降機」と地上に合図してロープで吊りおろし、三番員の「到着」の合図で「ロープ」と合図してロープをおとし、前号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で、四番員と連絡をとりながら 第二百七条第二号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行い、地上におり、安全ベルトをはし、二車に収納したのち、集合線にもどる。
三	二番員は、第一号の「はし、移動用意」の号令でてい体に命綱をつけ、自己の安全を確保しながらはし、先端に移り、両主かんをもち、ふみ板を組み立てて両足をのせ、「先端準備よし」と合図し、同号の「はし、移動」の号令で四番員と連絡をとりながらはし、先端を目標開口部に誘導し、架ていが完了して「架ていよし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で命綱を解き自己の確保を解いて、降ていして地上におり、緩降機を整理して収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではし、二車左側にいたり、 第二百七条第三号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。
四	三番員は、一番員の「緩降機」の合図で「よし」と合図し、緩降機が到着して「到着」と合図し、一番員から投下されたロープの着地を確認し、調速機の結着を解いてロープを整理してはし、二車に収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではし、二車右側にいたり、 第二百七条第四号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。
五	四番員は、第一号の「はし、移動用意」の号令を復唱し、準備を整えて「操作台準備よし」と合図し、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱し、同号の「はし、移動」の号令を復唱し、はし、移動操作を行つて目標開口部に架ていし、二番員の「架ていよし」の合図で「はし、移動よし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令を二番員に伝達し、二番員の徒手降下を確認し、次いで同号の「はし、おさめ」の号令を復唱し、 第二百七条第五号 に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち、集合線にもどる。
	第三章 〔同上〕
	第一節 〔同上〕
第二百三十三条	〔同上〕
第二百三十四条	〔同上〕
	〔第37図、第39図 同上〕
第39図の2	〔同上〕
第39図の3	〔同上〕

第二節 「略」
第二百三十五条、第二百四十条 「略」
第三節 「略」
第二百四十一条、第二百四十四条 「略」
第四節 はしごクレーン救助操法
(操法実施上の留意事項)
第二百四十五条 第九十六条に定めるもののほか、はしごクレーン救助操法を実施するとき
は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
「一、四 略」
(操法の開始)
第二百四十六条 はしごクレーン救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。
「一 略」
一 一番員は、前号の「目標〇〇、操作始め」の号令で三連はしごを第百六十一条第二号に定
める要領で目標位置まで搬送し、前号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱を二つ折りに
してはしご背面側上部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに補強用カラビナを
かけ「上部固定滑車よし」と合図し、前号の「救助ロープ用意」の号令で動滑車及び救助用
縛帯を準備し、二番員の「よし」の合図により、救助ロープに動滑車を取り付け、さらにこ
れに救助用縛帯を取り付け、「動滑車取付けよし」と合図し、前号の「はしごおこせ、確保
ロープ引け」の号令で、はしご中央部左側ではしごに正対し、二番員と協力してはしごを約
七十度の角度に立てながら、上端部が目標点(線)に出るまで前進する。
二 二番員は、第一号の「目標〇〇、操作始め」の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に
定める要領で目標位置のやや手前まで搬送し、同号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱
を二つ折りにしてはしご表面側下部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに滑車
及び補強用カラビナをかけ「下部固定滑車よし」と合図し、同号の「救助ロープ用意」の号
令で救助ロープを解き、下部固定滑車から上部固定滑車に通し、端末をはしご上端横さんに
結着して「よし」と合図し、同号の「はしごおこせ、確保ロープ引け」の号令ではしご中央
部右側ではしごに正対し、一番員と協力してはしごを約七十度の角度に立てながら、上端部
が目標点(線)に出るまで前進する。
「四・五 略」
第二百四十七条 「略」
第二百四十八条 「略」
第五節 「略」
第二百四十九条、第二百五十五条 「略」
第四章 濃煙中救助操法
第一節 「略」
第二百五十六条 「略」
第二百五十七条 「略」
第42図、第45図 「略」

第二節 「同上」
第二百十五条、第二百二十条 「同上」
第三節 「同上」
第二百二十一条、第二百二十四条 「同上」
第四節 「同上」
(操法実施上の留意事項)
第二百二十五条 第七十六条に定めるもののほか、はしごクレーン救助操法を実施するとき
は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
「一、四 同上」
(操法の開始)
第二百二十六条 「同上」
「一 同上」
一 一番員は、前号の「目標〇〇、操作始め」の号令で三連はしごを第百四十一条第二号に定
める要領で目標位置まで搬送し、前号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱を二つ折りに
してはしご背面側上部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに補強用カラビナを
かけ「上部固定滑車よし」と合図し、前号の「救助ロープ用意」の号令で動滑車及び救助用
縛帯を準備し、二番員の「よし」の合図により、救助ロープに動滑車を取り付け、さらにこ
れに救助用縛帯を取り付け、「動滑車取付けよし」と合図し、前号の「はしごおこせ、確保
ロープ引け」の号令で、はしご中央部左側ではしごに正対し、二番員と協力してはしごを約
七十度の角度に立てながら、上端部が目標点(線)に出るまで前進する。
二 二番員は、第一号の「目標〇〇、操作始め」の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に
定める要領で目標位置のやや手前まで搬送し、同号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱
を二つ折りにしてはしご表面側下部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに滑車
及び補強用カラビナをかけ「下部固定滑車よし」と合図し、同号の「救助ロープ用意」の号
令で救助ロープを解き、下部固定滑車から上部固定滑車に通し、端末をはしご上端横さんに
結着して「よし」と合図し、同号の「はしごおこせ、確保ロープ引け」の号令ではしご中央
部右側ではしごに正対し、一番員と協力してはしごを約七十度の角度に立てながら、上端部
が目標点(線)に出るまで前進する。
「四・五 同上」
第二百二十七条 「同上」
第二百二十八条 「同上」
第五節 「同上」
第二百二十八条の二、第二百二十八条の八 「同上」
第四章 「同上」
第一節 「同上」
第二百二十九条 「同上」
第二百三十条 「同上」
第40図、第43図 「同上」

第二節	「略」
第二百五十八条	第二百六十二条
第三節	検索救助操作法（二）
	（操作法の開始）
第二百六十三条	検索救助操作法（二）を開始するには、次の号令及び要領による。
一	略
二	一番員は、前号の号令で第二百五十八条第二号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。
三	二番員は、第一号の号令で第二百五十八条第三号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。
四	三番員は、第一号の号令で第二百五十八条第二号に定める要領で命綱のカラビナを二番員の確保ロープにかけ、安全環を確実にしめたのち、進入の姿勢をとる。
五	略
第二百六十四条	「略」
第二百六十五条	「略」
	（第二次進入）
第二百六十六条	第二次進入を行うには、次の要領による。
一	略
二	一番員及び二番員は、前号の号令で、第二百六十四条第二号に定める要領で進入する。
三	三番員は、第一号の号令で、第二百六十四条第三号に定める要領で進入する。
四	四番員は、第一号の号令で、第二百六十四条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。
第二百六十七条	「略」
	（救出）
第二百六十八条	要救助者を救出するには、次の号令及び要領による。
一	略
二	一番員及び二番員は、前号の号令で第二百六十一条第二号及び第三号に定める要領で救出する。
三・四	略
	（屋外搬出）
第二百六十九条	救出した要救助者を屋外に搬出するには、次の号令及び要領による。
一	略
二	一番員は、前号の「搬送用意」の号令で、第二百七十六条第二号に定める要領で要救助者の上体をもち、前号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第二号に定める要領で要救助者を搬送する。
三	二番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百七十六条第三号に定める要領で要救助者の足部をもち、第一号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第三号に定める要領で要救助者を搬送する。

第二節	「同上」
第二百三十一条	第二百三十五条
第三節	「同上」
	（操作法の開始）
第二百三十六条	「同上」
一	同上
二	一番員は、前号の号令で第二百三十一条第二号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。
三	二番員は、第一号の号令で第二百三十一条第三号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。
四	三番員は、第一号の号令で第二百三十一条第二号に定める要領で命綱のカラビナを二番員の確保ロープにかけ、安全環を確実にしめたのち、進入の姿勢をとる。
五	同上
第二百三十七条	「同上」
第二百三十八条	「同上」
	（第二次進入）
第二百三十九条	「同上」
一	同上
二	一番員及び二番員は、前号の号令で、第二百三十七条第二号に定める要領で進入する。
三	三番員は、第一号の号令で、第二百三十七条第三号に定める要領で進入する。
四	四番員は、第一号の号令で、第二百三十七条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。
第二百四十条	「同上」
	（救出）
第二百四十一条	「同上」
一	同上
二	一番員及び二番員は、前号の号令で第二百三十四条第二号及び第三号に定める要領で救出する。
三・四	同上
	（屋外搬出）
第二百四十二条	「同上」
一	同上
二	一番員は、前号の「搬送用意」の号令で、第二百四十九条第二号に定める要領で要救助者の上体をもち、前号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第二号に定める要領で要救助者を搬送する。
三	二番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百四十九条第三号に定める要領で要救助者の足部をもち、第一号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第三号に定める要領で要救助者を搬送する。

四	三番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百七十六条第四号に定める要領で要救助者の足部前方に位置し、第一号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。
五	四番員は、第一号の「搬送用意」の号令で確保ロープを整理して左手にもち、要救助者の足部前方に位置して「よし」と合図し、同号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。
(収納)	
第二百七十条	要救助者を屋外搬出したのち、器具を収納するには、次の号令及び要領による。
〔一 略〕	
一	一番員は、前号の号令で、第二百七十八条第二号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
二	一番員は、第一号の号令で、第二百七十八条第三号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
四	三番員及び四番員は、第一号の号令で、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
第四節 緊急救助操作	
第二百七十一条	〔略〕
(進入)	
第二百七十二條	進入するには、次の号令及び要領による。
〔一 略〕	
一	一番員及び二番員は、前号の号令で第二百五十九条第二号に定める要領で進入する。
二	三番員は、第二百五十九条第三号に定める要領で確保ロープを操作する。
(要救助者発見時の処置)	
第二百七十三条	要救助者を発見したときは、次の要領による。
一	一番員及び二番員は、第二百六十条第一号に定める要領により合図を行う。
二	三番員は、第二百六十条第二号に定める要領により合図を行う。
(救出)	
第二百七十四条	要救助者を救出するには、次の号令及び要領による。
〔一 略〕	
一	一番員は、前号の号令で、第二百六十一条第二号に定める要領で救出する。
二	一番員は、第一号の号令で、第二百六十一条第三号に定める要領で救出する。
四	三番員は、第一号の号令で、第二百六十一条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。
第二百七十五条	〔略〕
第五節 〔略〕	
第二百七十六条	〔略〕
第二百七十七条	〔略〕
第二百七十八条	〔略〕

四	三番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百四十九条第四号に定める要領で要救助者の足部前方に位置し、第一号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。
五	四番員は、第一号の「搬送用意」の号令で確保ロープを整理して左手にもち、要救助者の足部前方に位置して「よし」と合図し、同号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。
(収納)	
第二百四十三条	〔同上〕
〔一 同上〕	
一	一番員は、前号の号令で、第二百五十一条第二号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
二	一番員は、第一号の号令で、第二百五十一条第三号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
四	三番員及び四番員は、第一号の号令で、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
第四節 〔同上〕	
第二百四十四条	〔同上〕
(進入)	
第二百四十五条	〔同上〕
〔一 同上〕	
一	一番員及び二番員は、前号の号令で第二百三十二条第二号に定める要領で進入する。
二	三番員は、第二百三十二条第三号に定める要領で確保ロープを操作する。
(要救助者発見時の処置)	
第二百四十六条	〔同上〕
一	一番員及び二番員は、第二百三十二条第一号に定める要領により合図を行う。
二	三番員は、第二百三十二条第二号に定める要領により合図を行う。
(救出)	
第二百四十七条	〔同上〕
〔一 同上〕	
一	一番員は、前号の号令で、第二百三十四条第二号に定める要領で救出する。
二	一番員は、第一号の号令で、第二百三十四条第三号に定める要領で救出する。
四	三番員は、第一号の号令で、第二百三十四条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。
第二百四十八条	〔同上〕
第五節 〔同上〕	
第二百四十九条	〔同上〕
第二百五十条	〔同上〕
第二百五十一条	〔同上〕

第五章 座屈・倒壊建物救助操作 第一節 通則 第二百七十九条 〔略〕 第二百八十条 〔略〕 第46図 〔略〕 第47図 〔略〕 （操作実施上の留意事項） 第二百八十一条 第三十四条、第四十一条、第七十六条、第八十九条、第九十四条の三、第百六条の三、第百六条の十及び第百九十六条に定めるもののほか、座屈・倒壊建物救助操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。 〔一〜五 略〕 第二節 〔略〕 第二百八十二条 〔略〕 第二百八十九条 〔略〕 第三節 〔略〕 第二百九十条 〔略〕 第二百九十五条 〔略〕	第五章 〔同上〕 第一節 〔同上〕 第二百五十二条 〔同上〕 第二百五十三条 〔同上〕 第44図 〔同上〕 第45図 〔同上〕 （操作実施上の留意事項） 第二百五十四条 第三十四条、第四十一条、第七十六条、第八十九条、第九十四条の三、第百六条の三、第百六条の十及び第百七十六條に定めるもののほか、座屈・倒壊建物救助操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。 〔一〜五 同上〕 第二節 〔同上〕 第二百五十五条 〔同上〕 第二百六十二条 〔同上〕 第三節 〔同上〕 第二百六十三条 〔同上〕 第二百六十八条 〔同上〕
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。